

公益財団法人横浜市建築保全公社主催

安全な足場のポイントを学ぼう

2023年2月7日

全国仮設安全事業協同組合

全国仮設安全事業協同組合について

2000年に中小企業等協同組合法により通商大臣（当時）及び建設大臣から設立認可を受けた団体です

目的：仮設に起因する労働災害の撲滅

組合員数：約240社（足場メーカー、リース業者、材工一式の施工業者）

事業：安全点検事業

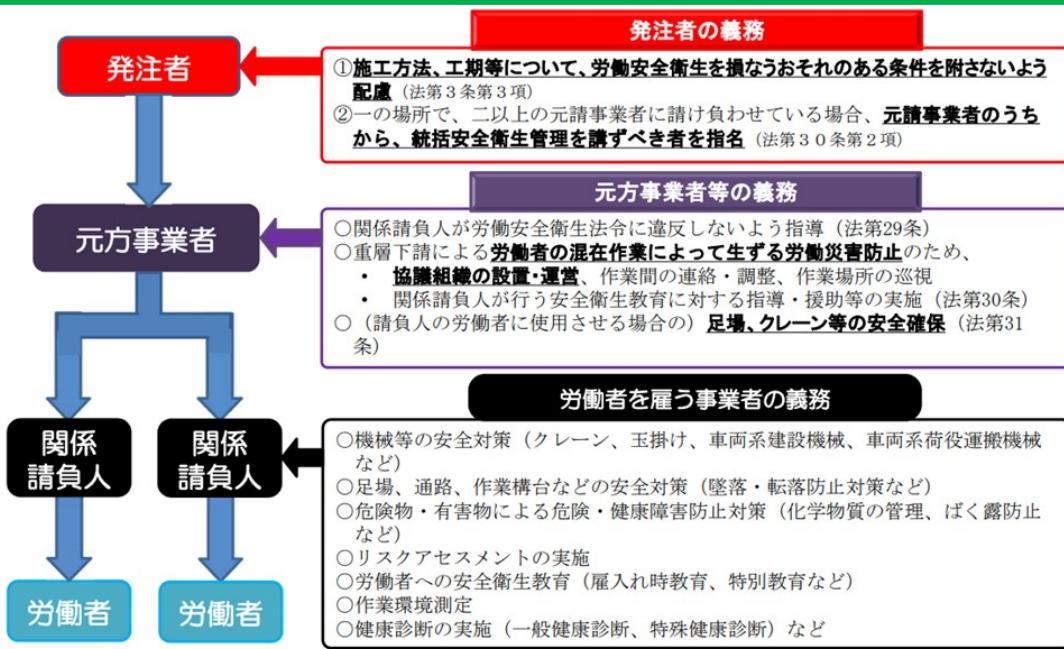
- 教育事業
 - ・仮設安全管理者資格取得講習の実施
 - ・研修会等の開催及び講師の派遣
- オンラインストアによる商品の販売など

支部：本部以外に全国9支部

北海道・東北・関東・北信越・中部・近畿・中国・四国・九州

連絡先 本部 : 03-3639-0641 関東支部： 03-3639-1571

労働安全衛生法における発注者、元方事業者、関係請負人の労働災害防止に関する義務（建設業）



建設業における労働災害の発生状況(死亡災害)



毎年、建設業が30%以上を占める

資料出典:厚生労働省(労働災害発生状況)による

※ 令和4年は墜落・転落が原因による死者数は増加傾向

墜落・転落が原因による死者数、()は全体の数

令和3年12月時点 全産業:179人(696人) 建設業:90人(243人)

令和4年12月時点 全産業:196人(658人) 建設業:103人(242人)

発注者・注文者の責務

労働安全衛生法第3条(事業者等の責務)

3. 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

(ちなみに、「発注者」は「請負契約における最も先次の注文者」でもある。)

同法第30条(特定元方事業者等の講ずべき措置)

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

建設工事公衆災害防止対策要綱(国交省告示第496号:令和元年9月2日)

改正
建設工事公衆災害
防止対策要綱
土木工事編／建築工事等編

安全・安心への社会意識の高まりと、近年の建設工事の災害事例や制度改正、施工技術の進展等を受け、建設工事公衆災害防止対策要綱を改正しました。

Point 1. 關係者が持つべき理念と責務を規定
Point 2. 近年の公衆災害事例をふまえた見直し
Point 3. 制度の改正や施工技術の進展等をふまえた見直し

詳しくは裏面をご覧下さい

改正でここが変わりました

Point 1. 關係者が持つべき理念と責務を規定

Point 2. 近年の公衆災害事例をふまえた見直し

Point 3. 制度の改正や施工技術の進展等をふまえた見直し

国土交通省 大臣官房 法規課会議
土木・建築部長会議 防災部会議
TEL:03-5253-8111

建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編（抜粋）

第5 施工計画及び工法選定における危険性の除去と施工前の事前評価

1 発注者及び施工者は、建築工事による公衆への危険性を最小化するため、原則として、工事範囲を敷地内に収める施工計画の作成及び工法選定を行うこととする。ただし、第24(落下物による危害の防止)に規定する防護構台を設置するなど、敷地外を活用する場合に十分に安全性が確保できる場合にはこの限りではない。

第7 適正な工期の確保

1 発注者は、建築工事の工期を定めるに当たっては、この要綱に規定されている事項が十分に守られるように設定しなければならない。また、施工途中において施工計画等に変更が生じた場合には、必要に応じて工期の見直しを検討しなければならない。

第8 公衆災害防止対策経費の確保

1 発注者は、工事を実施する立地条件等を把握した上で、この要綱に基づいて必要となる措置をできる限り具体的に明示し、その経費を適切に確保しなければならない。

2 発注者及び施工者は、施工途中においてこの要綱に基づき必要となる施工計画等に変更が生じた場合には、必要に応じて経費の見直しを検討しなければならない。

1 墜落・転落防止対策

労働安全衛生規則

安衛則 第518条

事業者は高さ2mの箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場組立て等の方法で作業床を設けなければならない。

※ また、（つり足場を除く）足場については幅40cm以上 床材間のすき間は3cm以下とすること。（安衛則563条）

安衛則 第519条

事業者は、高さ2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い等（囲い、手すり、覆い等）を設けなければならない。

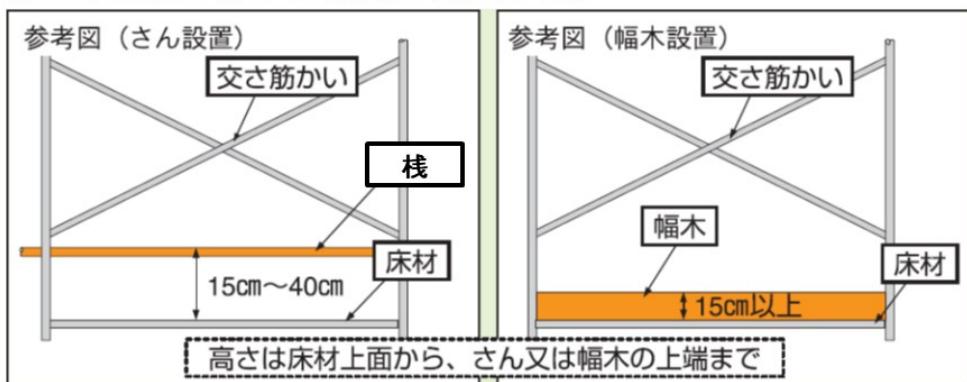
安衛則 第526条

事業者は、高さ又は深さが1.5m超で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

労働安全衛生規則：墜落転落防止対策(安衛則：563条)

わく組足場の場合

- ①交さ筋かいにさん(高さ15cm～40cmの位置)若しくは幅木(高さ15cm以上)※又は同等以上の機能を有する設備を設置する。



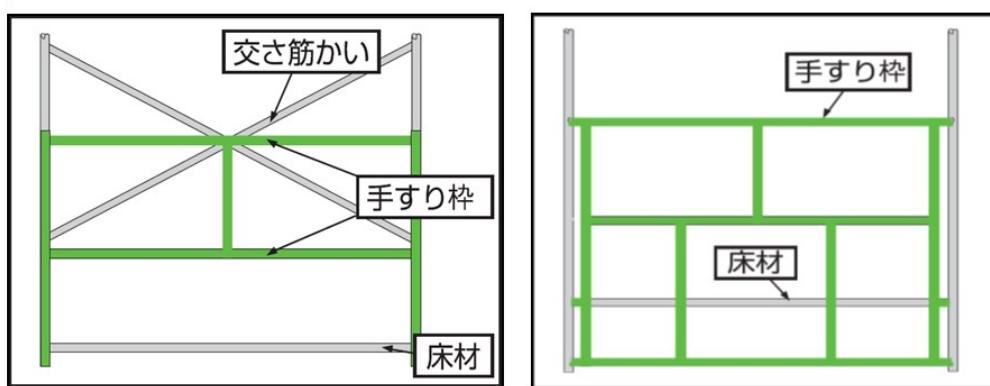
※ 幅木:「幅木」とは、つま先板ともいい、物体の落下及び足の踏みはずしを防止するために作業床の外縁に取り付ける**木製又は金属製の板**をいうものであること。
(平成21年3月11日 基発第0311001号<抜粋>)

労働安全衛生規則：墜落転落防止対策(安衛則：563条)

わく組足場の場合

- ②手すりわくを設置する。

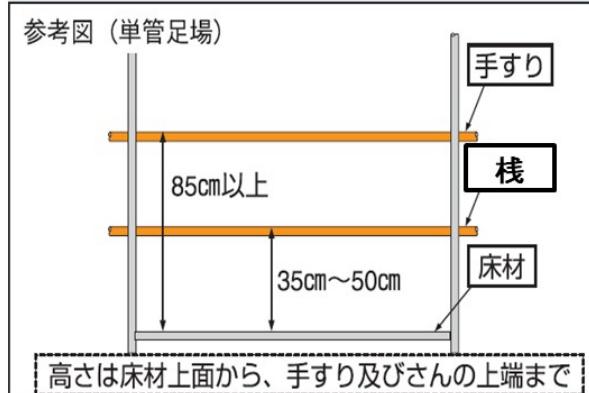
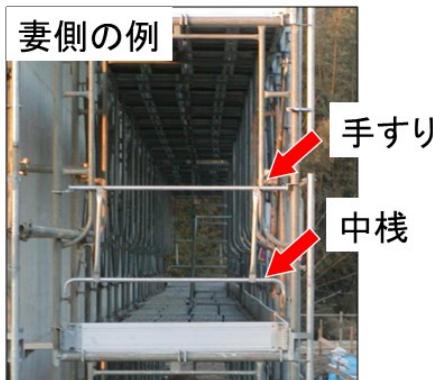
※「手すりわく」とは、作業床から高さ85cm以上の位置に設置された手すり及び作業床から高さ35cm以上～50cm以下の位置等に水平、鉛直又は斜めに設置されたさん(中さん)より構成されたわく状の丈夫な側面防護設備であって、十分な墜落防止の機能を有するものであること。(平成21年3月11日 基発 第0311001号<抜粋>)



労働安全衛生規則：墜落転落防止対策(安衛則：563条)

わく組足場以外（※）の場合

手すり（高さ85cm以上）又は同等以上の機能を有する設備及び桟（中桟）（高さ35cm～50cmの位置）等を設置する。



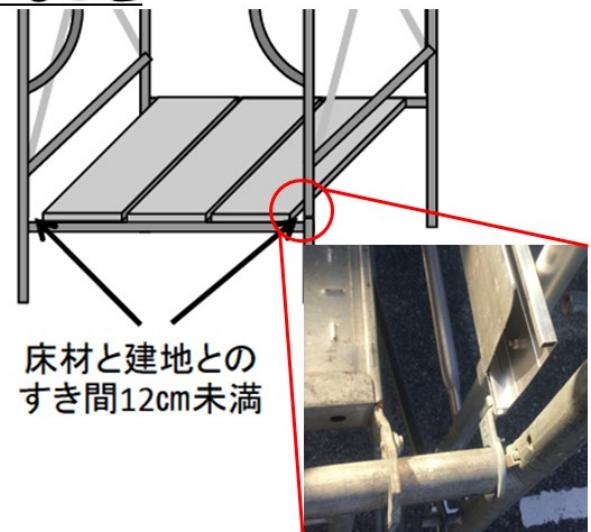
※ わく組み足場以外の例として、単管足場・つり足場・くさび緊結式足場等があり、わく組み足場の妻側（左図）も同様の対策が必要です。

労働安全衛生規則：墜落転落防止対策(安衛則：563条)

① 床材と建地との隙間は12cm未満とすること

大臣規格において、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間を塞ぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間を塞ぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものであること。

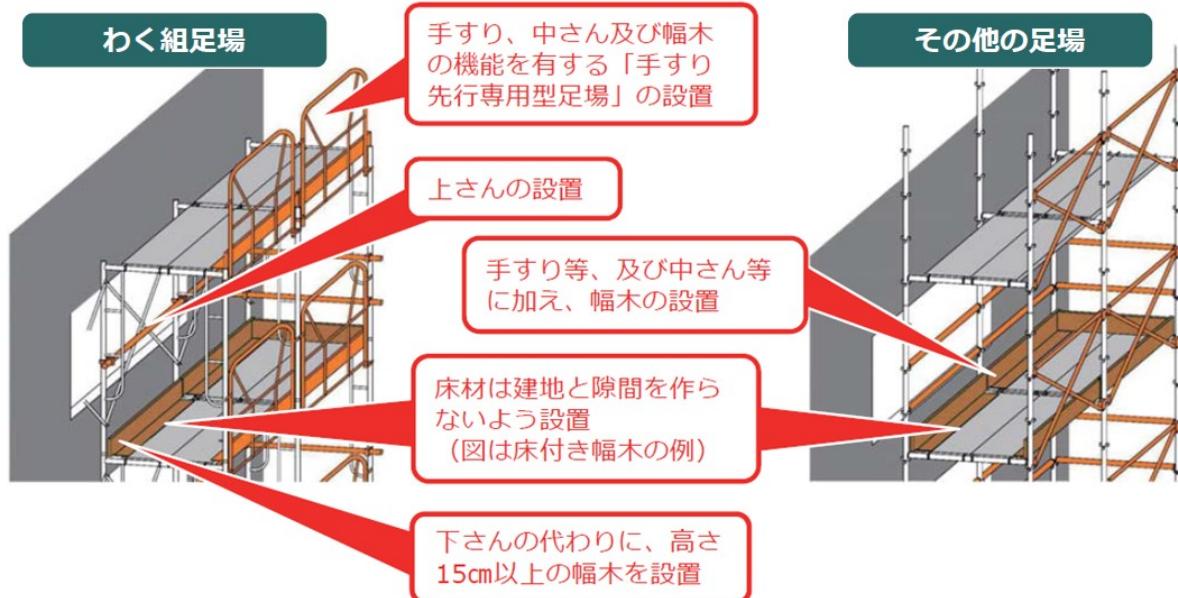
（平成27年3月31日 基発0331第9号）



推進要綱の「より安全な措置」について（抜粋）

推進要綱：足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱 の略

より安全な措置：安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について の略

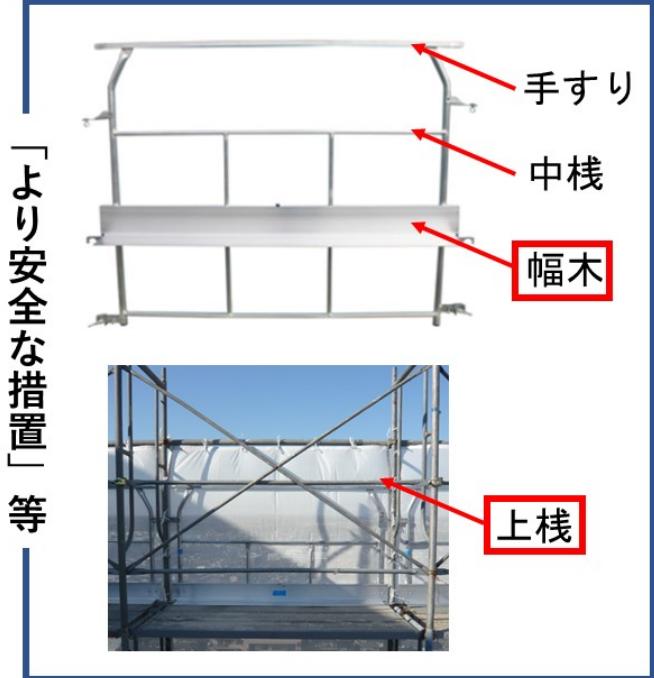
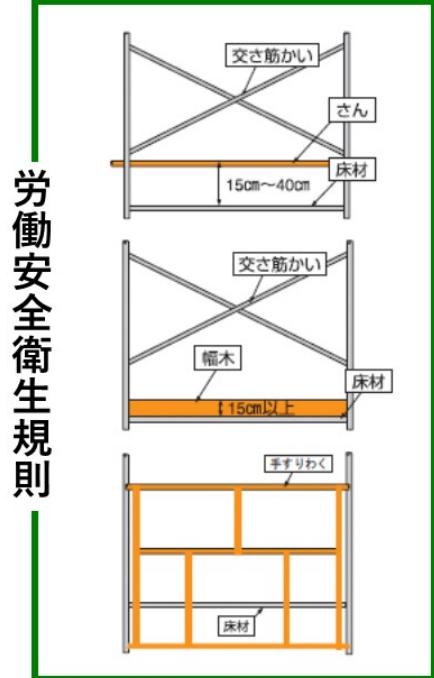


推進要綱の「より安全な措置」について（抜粋）

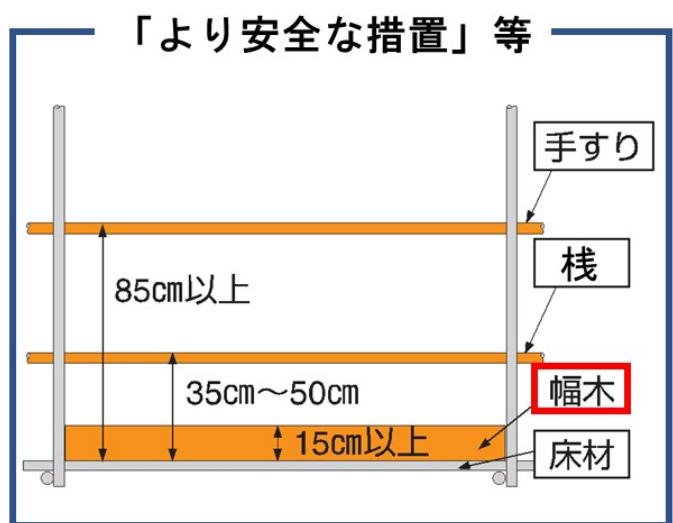
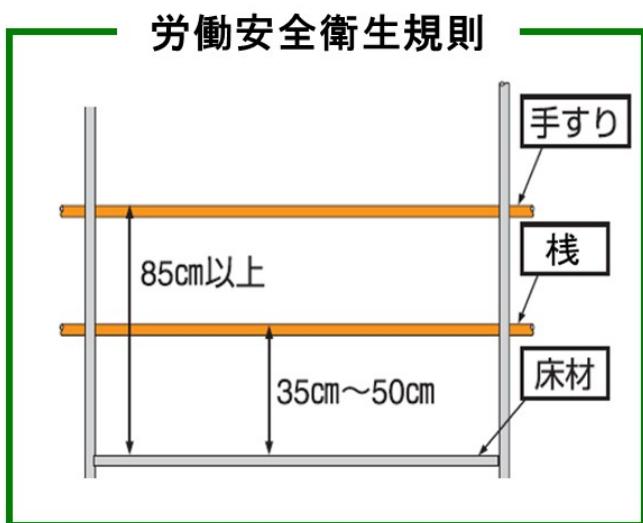
足場のはり間方向の建地(脚柱)の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地(脚柱)とすき間をつくらないように設置する。



L型の部材、
幅木付床材等
による解消例



わく組足場の墜落・転落対策の比較



わく組足場以外（くさび緊結式足場、単管足場等）の墜落・転落対策の比較

補足：手すり先行工法に関する仕様書等

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成4年度

※神奈川県は国交省の仕様書そのまま

2章 仮設工事 2.2.4 足場等

(2) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月24日）の「(別紙)手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中桟及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

横浜市建築局 建築工事特則仕様書 令和4年7月

第2章 仮設工事 2. 1 足場等(2.2.4)

1 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 平成21年4月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

2 足場の組立、解体、変更の作業時は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

※ 手すり先行工法に関係する内容に限定して抜粋

推進要綱の「より安全な措置」について

手すり先行工法の採用

足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法（※）による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置

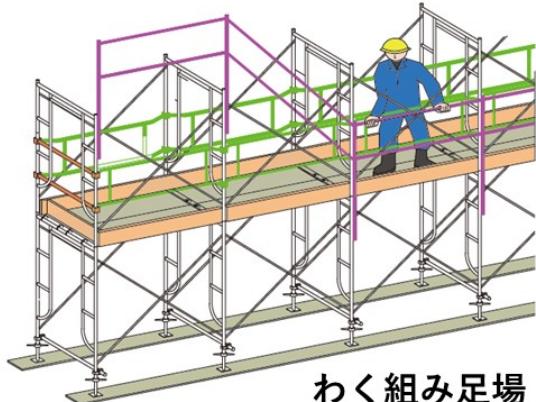
※ 手すり先行工法とは：足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法

手すり先行工法の例

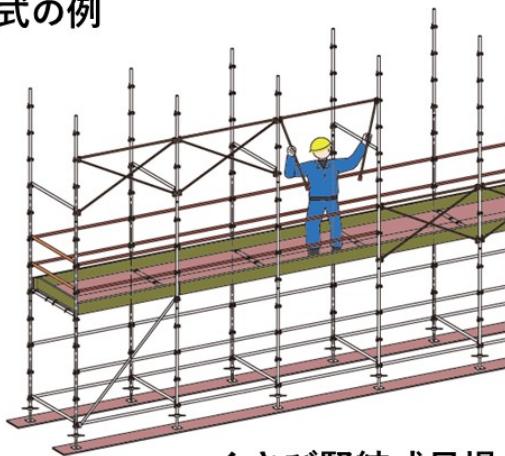


手すり先行工法等に関するガイドライン

手すり先行工法の種類: (1) 手すり先送り方式の例



わく組み足場



くさび緊結式足場

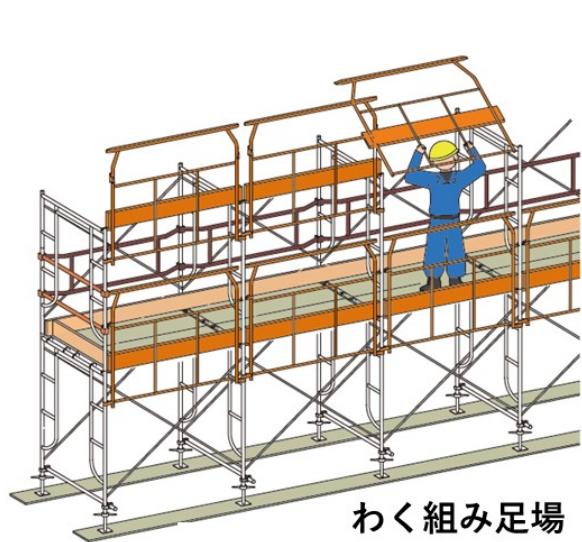
※足場の組立て時においては、手すり、中さん及び幅木を別途設けてから、先送り手すりを盛り替える
※足場の解体時においては、組立て時に設けた手すり、中桟及び幅木が足場の各層に残置されている状態で先送り手すりを盛り替える。

手すり先送り方式の一例(わく組足場)

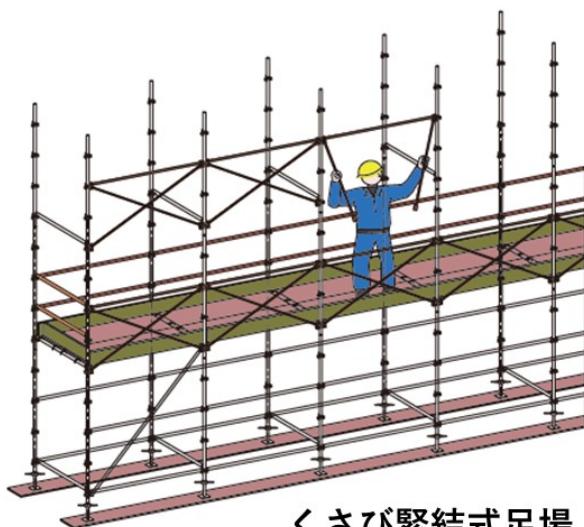


手すり先行工法等に関するガイドライン

手すり先行工法の種類: (2) 手すり据置き方式の例



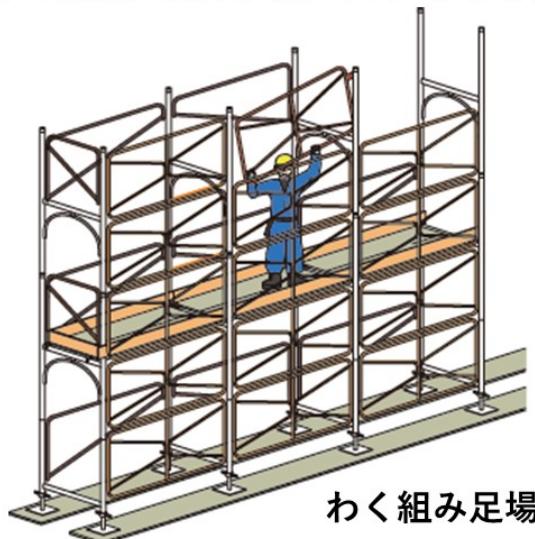
わく組み足場



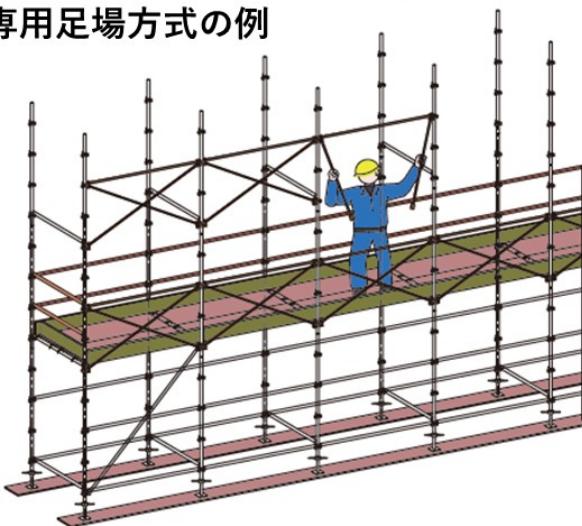
くさび緊結式足場

手すり先行工法等に関するガイドライン

手すり先行工法の種類: (3) 手すり先行専用足場方式の例



わく組み足場



くさび緊結式足場

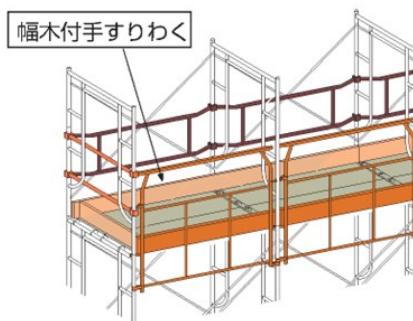
推進要綱の「より安全な措置」について

「働きやすい安心感のある足場（※）」の採用

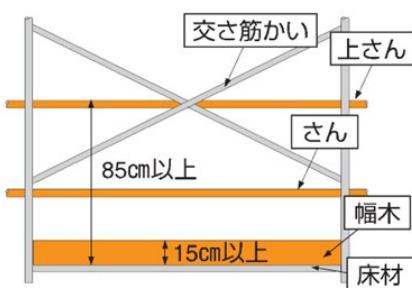
※ 足場上の高い緊張状態が要求される作業を改善し、より安全な作業を行えるよう にするためには、関係する労働安全衛生法令のすべて（墜落防止・落下防止措置）の規定を満たした上で、以下の基準を満たす働きやすい安心感のある足場とすることが 重要（手すり先行工法等に関するガイドライン より）

働きやすい安心感のある足場の基準

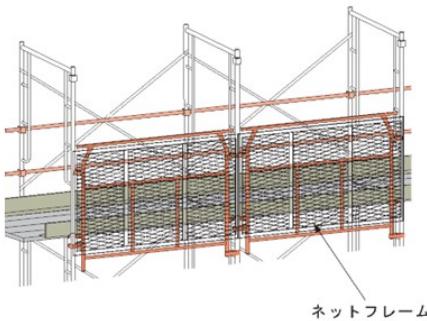
① 手すり先行専用型足場



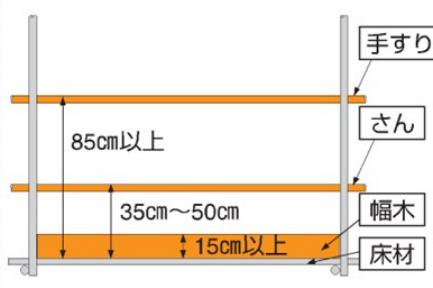
② 手すり先送り方式及び手すり据置方式で組み立てられた足場であって 足場の種類ごとに次の措置を講じたもの（a～c）



a. わく組み足場に下さん、
幅木及び上さんを取り
付けた例



b. わく組み足場に
ネットフレームを
取り付けた例



c. わく組み足場以外
の足場に幅木を
取り付けた例

③ メッシュシート等の設置

建設中の建物から、資材等が足場を飛び超えて飛来・落下しないようにするため、
メッシュシート等を設置することが望ましい。

1 墜落・転落防止対策の続き

労働安全衛生規則：墜落転落防止対策（安衛則：563条）

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

① 足場からの手すり等の墜落防止設備（足場用墜落防止設備）について、

- ・作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止すること。
- ・足場用墜落防止設備を取り外す箇所において関係労働者に作業させる場合は、要求性能墜落制止用器具を安全に取付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

② 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。（※）が追加。

※ 取り外したもののが作業終了後に元の状態に戻し、当該作業の責任者が確認「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見について：16番（平成27年3月5日）

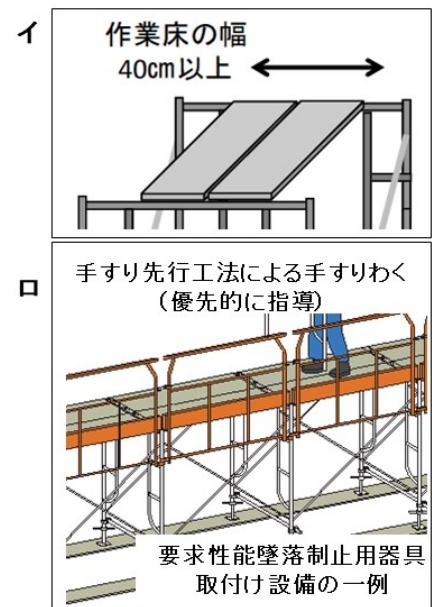
なお、①及び②については、架設通路及び作業構台についても同様の措置が追加されています。

労働安全衛生規則：墜落転落防止対策(安衛則：564条)

足場の組立て、解体又は変更の作業時の墜落防止措置

- ① 高さ5m以上から高さ2m以上の構造の足場まで適用範囲を拡大。
- ② 足場材の緊結等の作業を行うときの措置。
 - イ 作業床の幅20cm以上としていたものを、幅40cm以上に拡幅。
※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。
 - ロ 要求性能墜落制止用器具取付け設備等の設置及び要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。
※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。

厚生労働省では手すりの設置を優先的に講ずるよう指導（H27.3.31基発0331第9号）



2 飛来・落下防止対策等

足場からの飛来・落下物による災害防止

厚生労働省：**労働者**に対する措置（労働安全衛生規則等）

国土交通省：主として**第三者**に対する措置（建築基準法等）

国土交通省の第三者に対する措置（建築基準法等）

建築基準法施行令 第136条の5(要約)

・工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面から高さが7m以上にあるとき、その他落下物によって工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、工事現場の周囲を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

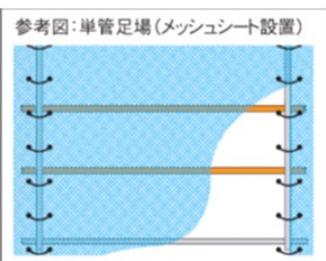
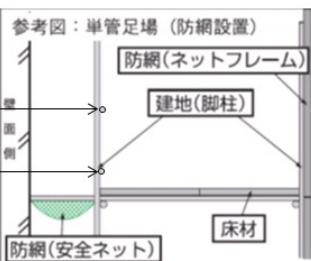
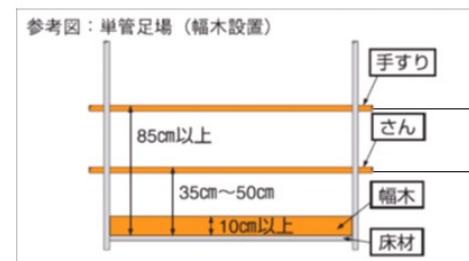
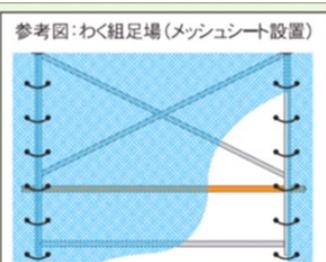
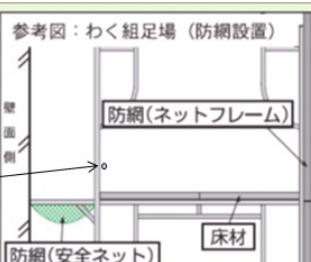
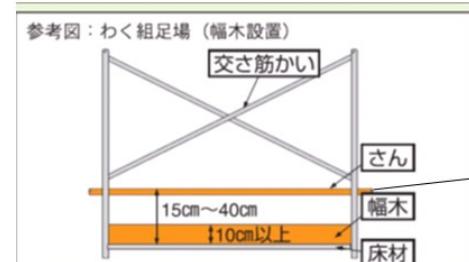
建設工事公衆災害防止対策要綱(要約) 2019年9月2日施行（国土交通省告示496号）

・外部足場から、ふ角75度を超える範囲又は水平距離5m以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合などがある場合には、落下物による危害防止のための防護棚等を設置しなければならない。（第23）

・施工者は、外部足場による危害の防止のため、足場を鉄網若しくは帆布やメッシュシートで覆い又はこれと同等以上の効力を有する防護措置を講じなければならない。（第24）

厚生労働省の労働者に対する措置（労働安全衛生規則）

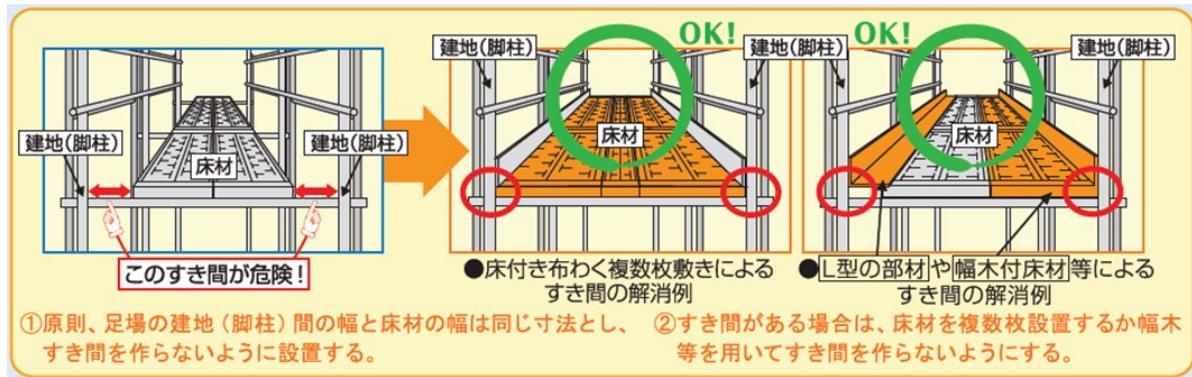
幅木(高さ10cm以上)、メッシュシート若しくは防網又はそれと同等の機能を有する設備**(幅木等)**を設置する。（第563条）



注 機材の選択にあたっては、建築基準法等を考慮すること。

推進要綱の「より安全な措置」について

足場のはり間方向の建地(脚柱)の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地(脚柱)とすき間をつくりないように設置する。



床材と幅木とのすき間解消例



床付き布わく
複数枚敷きによる
解消例



L型の部材、幅木
付床材等による
解消例

機材使用の注意事項 (ブラケット)

防網の設置については、壁つなぎに設置せずにネットブラケットに設置すること
垂れている設置の例



一方によれて設置している例



壁つなぎの例



ネットブラケットの例

点検事項	点検項目
壁つなぎ	壁つなぎは指定通りの間隔で設置されているか 壁つなぎの取付け状況はよいか



足場の種類	丸太足場	鋼管足場		
	一側足場、本足場、 張出し足場	単管足場 一側足場、本足場、張出し足場	わく組足場 高さ5m未満を除く	
間隔	垂直方向	5.5m以下	5m以下	9m以下
	水平方向	7.5m以下	5.5m以下	8m以下

風荷重等を考慮して壁つなぎを設置した場合には、表以上に間隔を小さくする必要がある。

建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) 令和元年9月

第23 外部足場に関する措置

1 施工者は、外部足場の倒壊及び崩壊を防止するため、外部足場の計画に当たっては、想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮して、種類及び構造を決定するとともに、良好な状態に維持管理しなければならない。**特に、外部足場と建築物の構造体との壁つなぎは、作業場の状況に応じて水平方向及び垂直方向に必要な数を堅固に取り付ける**とともに、足場の脚部は、滑動及び沈下を防止するための措置を講じなければならない。

建設工事公衆災害防止対策要綱(解説) より抜粋

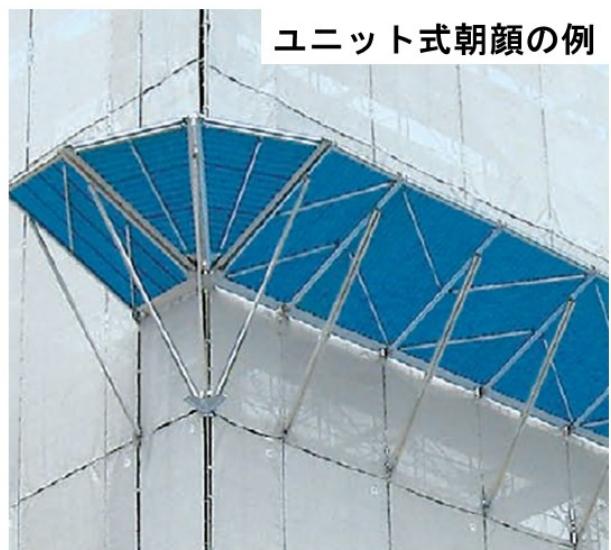
1 近年の公衆災害の内容のうち、外部足場の倒壊及び崩壊は毎年のように発生し、死傷者の発生、周辺構造物の損傷、長時間にわたる車両通行止め等の重大な災害につながることもある。その多くは、強風によって生じる水平力によるものである。計画の段階で定められた壁つなぎを取り付け忘れたり、あるいは施工の支障となって取り外したもののがそのままになっていたり、解体時に安易に取り外したりすることが事故につながることが多いので、**壁つなぎの重要性を十分に認識して、その管理を行うことが大切である。**

落下防止設備：朝顔（防護棚）

朝顔は、建設工事の現場から落下物が外部に落下し、通行人等第三者に対する公衆災害を防止するために、足場の外側面にはね出して設ける落下物防止設備である。

一般的に朝顔は、張出し材、つなぎ材、根太(ころばし)及び敷板等により構成され、これらに使用する材料は、足場用鋼管、足場板、波型鉄板等である。最近では現場で簡単に組み立て、解体ができるプレハブ式(ユニット式)が主流となっている。

なお、朝顔(防護棚)の設置方法については、「建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編」で定められており、**令和元年9月2日に改正・施行している。**



ユニット式朝顔の例

落下防止設備：朝顔（防護棚）

＜注意点＞（建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編第23）

- ① 工事場所が地盤面からの高さが10m以上の場合にあっては1段以上、20m以上の場合にあっては2段以上設けること。

（2段目以上は下の段より10m以下ごとに設置する。）

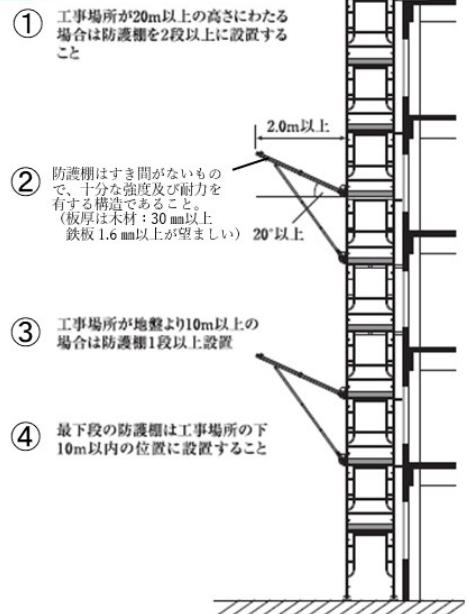
- ② 最下段の防護棚は、建築工事等を行う部分の下10m以内の位置に設けること。

- ③ 防護棚はすき間がないもので、十分な強度及び耐力を有する構造であること。

（板厚は木材：30mm以上 鉄板1.6mm以上が望ましい）

（柵板は隙間なく張り、コンクリートはつりくずなど細かいものが落下しないようにし、できれば金網・シート類を敷くのも良い。）

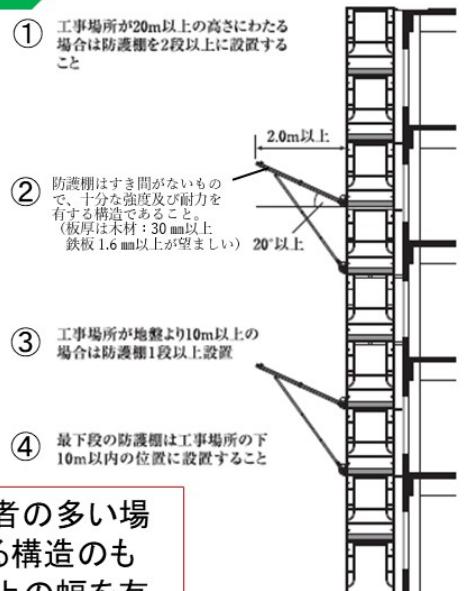
※（ ）は「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説」（令和元年9月）より抜粋



落下防止設備：朝顔（防護棚）

＜注意点＞（建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編第23）

- ④ 各防護棚は水平距離で2m以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。
（各部材相互の結合及び足場への取り付けは容易に脱落しないように金具などで堅固に固定する。）



※ 施工者は、屋外での工事期間が長期間に渡る場合及び歩行者の多い場合においては、原則として、防護構台（荷重及び外力に十分耐える構造のもの）を設置すること。なお、外部足場の外側より水平距離で2m以上の幅を有する防護構台を設けた場合、第23の規定による最下段の防護棚は省略することができる。（同要綱 第24）

落下防止設備：朝顔（防護棚）

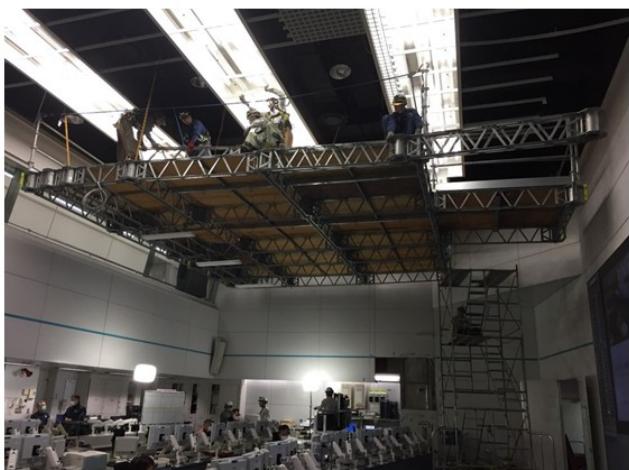
【単管、クランプ（自在）、木板を使った朝顔の例】

- ・設置、撤去時に作業員が朝顔に乗って作業するため、非常に危険である。
- ・台風が来た時に急遽、撤去することが困難である。
- ・朝顔の張り出し端部（単管の先）において上下の単管をクランプで緊結する際、単管の端部に十分な余長を設けていないことが原因で単管がクランプから外れ、墜落事故に繋がるケースがある。

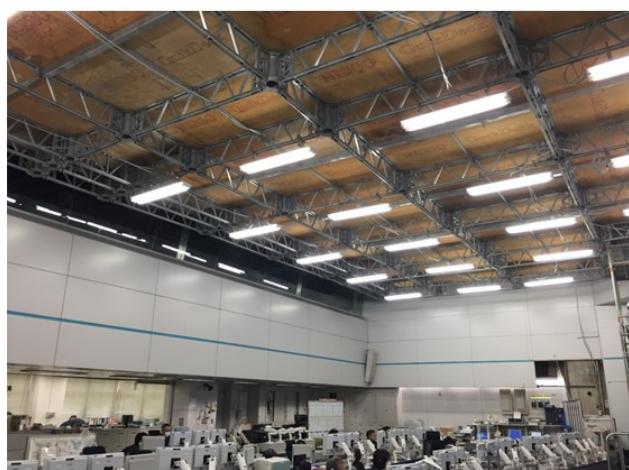


改修工事（天井改修）

【システム式つり足場を使った天井改修の例】



設置状況



全景

3 安全点検

足場安全点検に関する安衛則

足場安全点検については以下の通り

＜義務＞ 事業者：安衛則567条、568条（つり足場）、575条の8（作業構台）

注文者（特定元方事業者）：第655条、655条の2

1 日々の作業開始前の足場点検 （事業者（作業を行う事業者））

（安衛則 第567条第1項、第568条第1項、第575条の8第1項）

その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 組立、解体、一部変更後の足場点検 （事業者・注文者）

（安衛則 第567条第2項、第575条の8第2項、第655条第2項、第655条の2第2項）

足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない

3 悪天候後の足場点検 （事業者・注文者）

（安衛則 第567条第2項、第575条の8第2項、第655条第2項、第655条の2第2項）

強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない

4 足場点検の記録と保存 （事業者・注文者）

（安衛則 第567条第1項、第575条の8第3項、第655条第3項、第655条の2第3項）

当該点検の結果及び点検の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その措置の内容を足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

推進要綱の「より安全な措置」について

足場の安全点検の確実な実施

- ・足場の種類に応じたチェックリスト等を活用して、安全点検を確実に実施する。
 - ・足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の十分な知識・経験のある方※を指名する。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで客観的で的確なものとする。

※十分な知識・経験のある方とは

- ・足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講
 - ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
 - ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」
 - ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」
 - ・作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名

推進要綱の「より安全な措置」について

仮設安全監理者による点検

チェックリストの一例



4 墜落制止用器具関連

法令上墜落制止用器具を使用しなければならないケース

安衛則 第194条の22

事業者は、高所作業車(作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。)を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

安衛則 第564条

事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが2m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること

□ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

特別教育について

安衛則第36条 特別教育規定 第24条

法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

四十一 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第十三条第三項第二十八号の墜落制止用器具をいう。第百三十条の五第一項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

【「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案等に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見等について（平成30年6月8日）：11番】

質問）「高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ」とあるが、これ以外の使用については「特別教育を実施しなくてもよい」という解釈で正しいか。

考え方）高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ以外の作業に係るにつきましては、今回の改正による特別教育の対象にはなりません。

墜落制止用器具の経過措置等

- ・墜落制止用器具の経過措置が終了したため、旧安全帯は使用できません。
- ・墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。
(墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン 平成30年6月22日)
- ・フルハーネス型は高さによる使用制限はないが、取付設備の高さや作業者の体重に応じたショックアブソーバのタイプとランヤードの長さ(ロック付き巻取り器を備えるものを含む。)を適切に選択することも必要である。

墜落制止用器具に係る質疑応答集（令和元年8月【質問3-1】）

- ・6.75mを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものでなければならない。（墜落制止用器具の規格 第2条）

墜落制止用器具関連 足場の組立等作業主任者

安衛則 第566条（足場の組立て等作業主任者の職務）

事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- ・材料の欠点を点検し、不良品を取り除く
- ・器具、工具、**要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除く**
- ・作業の方法及び作業者の配置を決定し、作業の進行状況を監視する。
- ・要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視する。

5 その他

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(案)について(概要)

本省令案は、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」の報告書を踏まえ、足場上での作業に従事する労働者の安全確保のため、所要の改正を行うものである。(なお、公布予定日は令和5年3月中旬とされている。)

2. 改正の概要

(1)一側足場の使用範囲を明確化(安衛則第561条の2(新設))

主に狭い現場で使用される一側足場(建築物の外壁面等に沿って、建地(支柱)を一列設置して組み立てる足場。)については、その構造上、安衛則第563条に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところであるが、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、**本足場**(建築物の外壁面等に沿って、建地(支柱)を二列設置して組み立てる足場。)を使用するために十分幅がある場所(幅が1m以上の場所)においては、**本足場の使用を義務付ける**。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

※現状の安衛則第561条:事業者は、足場については、丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(案)について(概要)

(2)足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

(安衛則第567条、第568条及び第655条)

足場(つり足場を含む。以下同じ。)からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則第567条、第568条及び第655条の規定で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、**事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるよう**にするため、**点検者をあらかじめ指名することを義務付ける**。

(3)足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

(安衛則第567条及び第655条)

現行の安衛則では、悪天候若しくは地震又は足場の変更等の後の足場の点検を行ったときに、当該点検の結果及び点検の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては当該措置の内容を記録及び保存することが義務付けられている。事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようするため、(2)により**点検者の指名を義務付けたことに伴い、当該記録及び保存すべき事項に、当該点検者の氏名を追加する**。